

# 阿久根市防災マップ作成業務委託 仕様書

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 適用

本仕様書は、阿久根市（以下「委託者」という。）が実施する防災マップ作成業務（以下「本業務」という。）に適用し、受託者に委託する業務の仕様を定めるものである。

### 第 2 条 目的

本業務は当市の保有する災害リスクに備え、土砂災害情報・津波・過去の浸水被害等のハザード情報及び避難所施設関連のデータ整備を行い、防災マップとして印刷物及び本市ホームページでの情報公開を行い、平時から住民の自助・共助意識を高め、災害発生時の被害を最小限に抑える（防災・減災活動）ことを目的とする。

### 第 3 条 準拠する法令等

本仕様書によるほか、以下の関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）
- (3) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）
- (4) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- (5) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
- (6) 水害ハザードマップ作成の手引き（令和 8 年 5 月国土交通省）
- (7) 水害ハザードマップの利活用事例集（令和元年 7 月国土交通省）
- (8) 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン（令和 2 年 10 月国土交通省）
- (9) 洪水ハザードマップ作成事例集（令和元年 7 月国土交通省）
- (10) ハザードマップ作成支援ツール（国土交通省）
- (11) 避難情報に関するガイドライン（令和 3 年 5 月内閣府）
- (12) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和 3 年 5 月内閣府）
- (13) 国土交通省公共測量作業規程（平成 28 年 3 月 31 日国国地第 190 号）
- (14) 阿久根市地域防災計画
- (15) 鹿児島県地域防災計画
- (16) 阿久根市個人情報保護法施行条例
- (17) その他の関連法令並びに通達

#### 第4条 保有資格

受託者は、防災士の資格を有する者をマップの監修に従事させることとする。

#### 第5条 疑義

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、受託者は委託者の指示に従い、業務を遂行するものとする。

#### 第6条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和9年1月29日までとする。

#### 第7条 実施計画

本業務を実施するに当たり、受託者は、本業務着手に先立ち速やかに、以下の書類を委託者に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務工程表
- (3) 業務着手届
- (4) 管理技術者届
- (5) 防災士認定証の写し
- (6) その他業務の履行に関し必要と認められる書類

#### 第8条 管理技術者及び照査

- (1) 受託者は、過去3か年以内に同種業務の管理技術者として従事していた者を本業務の管理技術者として従事させることとする。
- (2) 管理技術者は、計画を立案、管理統括するものとし、本成果品が適正な精度で整備されているかどうか、工程ごとに照査を行うものとする。

#### 第9条 貸与資料

- (1) 委託者は、業務に必要な以下の関係資料を所定の手続により貸与する。
- (2) 受託者は、貸与品について責任をもって保管し、汚損等を生じさせないように十分注意するとともに、返却の必要な資料においては、業務終了後速やかに返却するものとする。

| No | 貸与資料                | 形状          |
|----|---------------------|-------------|
| 1  | 避難所情報（施設名称・住所・災害種別） | MS Excel 形式 |
| 2  | 土砂災害警戒区域データ         | シェープファイル形式  |
| 3  | 土砂災害特別警戒区域データ       | シェープファイル形式  |
| 4  | 津波浸水想定区域データ         | シェープファイル形式  |
| 5  | 洪水浸水想定区域データ         | シェープファイル形式  |
| 6  | 高潮浸水想定区域データ         | シェープファイル形式  |
| 7  | 過去の浸水記録（参考資料）       | 紙           |
| 8  | 令和3年度作成 阿久根市防災マップ   | 紙           |
| 9  | 高松ダム決壊ハザードマップ       | 紙           |
| 10 | ため池ハザードマップ          | 紙           |
| 11 | その他必要と認める資料         | 紙又はデータ      |

## **第 10 条 秘密の保持**

受託者は、本業務上知り得た事項について、その一切を履行期限に関係なく他に漏らしてはならない。

## **第 11 条 安全管理**

- (1) 本業務において受託者は、事故防止のため各作業員に関係法規を常に遵守させ、安全管理の徹底を図らなければならない。
- (2) 作業中に事故が発生した場合には、速やかに事故内容を委託者へ報告するとともに、処理対策に当たらなければならない。

## **第 12 条 成果品の帰属**

- (1) 本業務で履行した内容は全て委託者の所有とし、委託者の承認なく公表、貸与若しくは使用してはならない。ただし、受託者及び第三者が従来から権利を有している固有の知識・著作権・技術に関する権利などは、受託者及び第三者に留保されものとする。
- (2) 受託者は、著作権法などのいかなる権利も侵害することのないよう、必要な処置を講ずること。

## **第 13 条 成果品の検査・納品**

- (1) 本業務は、委託者の完了検査を受け、検査合格により完了とする。
- (2) 業務完了後に成果品に誤りが発見された場合は、委託者の指示に従い速やかに訂正、補足等を受託者の負担において処理しなければならない。

## **第 14 条 損害の賠償**

本業務遂行中に受託者が第三者等に損害を与えた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を連絡し、その対応は委託者の指示に従うものとし、その損害の責任は受託者が負うものとする。

## 第2章 業務の内容

### 第15条 業務概要

本業務の概要は、次のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集・整理
- (3) 防災マップ（A4冊子版）の作成
- (4) 防災マップ（A1ポスター版）の作成

### 第16条 計画準備

本業務の目的を十分考慮し、合理的かつ正確に作業を実施するために必要な各工程の検討を行い、業務実施計画を立案するものとする。

### 第17条 資料収集・整理

受託者は、貸与資料のほか、業務を遂行する上で必要となる資料を収集及び整理し、準拠する法令等を理解及び整理した上で、掲載内容を検討することとする。

### 第18条 防災マップ作成（A4冊子版）

#### (1) 作成概要

ア サイズ A4冊子型

イ ページ数 60ページ程度（表紙裏表紙込み）

ウ 紙質

表紙裏表紙：ユポ紙#90（同等品以上可）

本文：上質紙（コート90kg）

エ 色数 4色刷り

オ 製本形態 中綴じ製本（左1穴、裏表紙内にトムソン加工を施すこと。）

カ 部数 11,000部

キ 校正 デザイン校正3回以上、簡易色校正を1回以上とする。

#### (2) 仕様の詳細

ア 防災に係るページ作成

- ① 防災に係る説明ページについては土砂災害、洪水、津波、地震情報等のハザード情報における学習情報ページのみならず、避難所でのマナー・持ち出し品リスト・災害用伝言板（災害用伝言ダイヤル171）・災害時緊急連絡先・自助／共助における減災意識を高める内容についても掲載すること。
- ② 表現については、住民に誤解を与えないよう注意するとともに、分かりやすい内容になるようイラストや図表を多用する。また、高齢者や子どもでも見やすいようにユニバーサルデザインを意識して作成すること。
- ③ 構成（案）については次の内容を参考とし、委託者、受託者で協議して定める。

「構成（案）」

i : 表紙及び目次

ii : 防災情報

- ・風水害（台風災害）、土砂災害、洪水、津波、地震情報等の学習情報
- ・避難所でのマナー
- ・持ち出し品リスト
- ・災害用伝言板、災害用伝言ダイヤル 171
- ・災害時緊急連絡先、窓口一覧、避難所一覧
- ・自助、共助について
- ・家族の学習ページ（マイタイムライン、防災ノート参照）
- ・その他

④ ページ数は 30 ページ程度とし、上述する内容を集約させること。

イ 防災マップ図割地図ページ作成

- ① 図割地図は、既存の防災マップの図割を参考とし、30 ページ程度を想定する。
- ② 背景地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000（地図画像）の最新版、又は阿久根市内全域に対し全戸調査を基に直近 3 年以内に更新された地図を使用して作成すること。
- ③ 地図使用における国土地理院への承認申請手続に必要な資料作成は、受託者にて作成すること。
- ④ 住民の行動範囲なども念頭に、市の範囲に加え、市界の外側についても地図を表示すること。
- ⑤ 地図の縮尺については、各々の住宅が識別でき、避難場所、避難経路等が判読できるよう 1/10,000～1/15,000 の範囲内とし、契約締結後に委託者と協議するものとする。
- ⑥ 背景地図の上に、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、津波浸水深、川内原子力発電所からの距離（1 km 単位）、高松ダムハザードマップ（決壊）、ため池ハザードマップ、避難所及び公共機関等目標物を配置した防災マップを作成すること。
- ⑦ 掲載項目は次のとおりとするが、この項目以外に表示することが相応しい、又は不要と判断したものにおいては、委託者と協議を行いマップへの加除修正を検討する。

| No | 掲載項目     |
|----|----------|
| 1  | 警察施設     |
| 2  | 消防分団舎    |
| 3  | 小・中学校    |
| 4  | 高校       |
| 5  | 医療機関     |
| 6  | 避難経路     |
| 7  | 避難所（標高値） |
| 8  | 地区公民館    |
| 9  | 市の関係機関   |
| 10 | 郵便局      |

|    |                       |
|----|-----------------------|
| 11 | 簡易郵便局                 |
| 12 | 要配慮者施設                |
| 13 | 保育園・幼稚園               |
| 14 | ガソリンスタンド              |
| 15 | 水門・樋門                 |
| 16 | 漁港                    |
| 17 | 土砂災害警戒区域／特別警戒区域（急傾斜地） |
| 18 | 土砂災害警戒区域／特別警戒区域（土石流）  |
| 19 | 洪水浸水想定区域              |
| 20 | 高潮浸水想定区域              |
| 21 | 津波浸水想定深               |
| 22 | 指定河川・一般河川             |
| 23 | 橋梁                    |
| 24 | 国道・県道（主要地方道）・市道       |
| 25 | AED 設置施設              |
| 26 | 高松ダム決壊のハザードマップ        |
| 27 | ため池ハザードマップ            |

- ⑧ 掲載するデータは、施設に関してはポイント座標データ、土砂災害警戒区域等データ、洪水浸水想定区域データ、高潮浸水想定区域データ、津波浸水想定データ、高松ダム・ため池ハザードデータはシェープファイル形式にて別途納品することとする。

#### ウ ホームページ公開用 P D F データ

- ① 整備した情報は、ホームページ掲載用データ（P D F 形式）として作成するものとする。
- ② ホームページ掲載用データ（P D F 形式）は、下記の 3 つに分別して作成すること。
  - ・防災情報（阿久根市の災害／災害ごとの説明／学習ページ）
  - ・阿久根市全域版防災マップ
  - ・図郭単位版防災マップ

### 第 19 条 防災マップ（A 1 ポスター版）

#### (1) 作成概要

- ア サイズ A 1 ポスター型
- イ 紙質 ユポ紙 #90（同等品以上可）
- ウ 色数 4 色刷り
- エ 部数 11,000 部
- オ 校正 デザイン校正 3 回以上、簡易色校正を 1 回以上とする。

#### (2) 仕様の詳細

- ア 第 18 条の(2)のイで作成した地図を用いて、A 1 サイズ（ポスタータイプ）の防災マップを作成すること。
- イ 委託者と協議の上、複数の地区（1～4 地区を想定）に分割して作成することとする。

## 第3章 成果品

### 第20条 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとし、最終成果納入期限を厳守するものとする。

| No | 品目                                                                                                                                                             | 数量             |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1  | 防災マップ（冊子版）<br>※納品については、50部単位で梱包するとともに各区（自治会）配布用に委託者が提供するデータを基に宛先シールを貼付し、配布部数ごとに梱包し、指定の場所に納品すること。<br>（例） A区（自治会） 467世帯 ⇒ 50部の梱包を9個と17部の梱包が必要となるため、この作業をお願いするもの。 | 11,000部        |
| 2  | 防災マップ（A1ポスター版）                                                                                                                                                 | 11,000部        |
| 3  | 防災マップ（ポイント座標データ、シェープファイル形式）                                                                                                                                    | 1式<br>（DVDに格納） |
| 4  | ホームページ公開用データ<br>(1) 防災情報（阿久根市の災害／災害ごとの説明／学習ページ）<br>(2) 阿久根市全域版防災マップ<br>(3) 図郭単位版防災マップ                                                                          | 1式             |
| 5  | 業務完了報告書一式<br>※打合せ協議簿も綴じておくこと                                                                                                                                   | 1冊             |